



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名：東洋エンジニアリング株式会社
代 表 者：取締役社長 中尾 清
 (コード：6330、東証一部)
問 合 せ 先：契約法務本部長 井上 光彦
 (TEL 047-454-1503)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 62 期定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 62 期定時株主総会において、下記「2.株式併合」に関する議案および「3.定款一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記「1.単元株式数の変更」のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 62 期定時株主総会に付議いたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

| | |
|----------------------------------|---------------|
| 株式併合前の発行済株式数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 192,792,539 株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 154,234,032 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 38,558,507 株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

- ④ 効力発生日における発行可能株式総数
100,000,000 株

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主数は、次のとおりであります。

| | 株主数 (割合) | 所有株式数 (割合) |
|-------|--------------------|-------------------------|
| 総株主 | 18,329 名 (100.00%) | 192,792,539 株 (100.00%) |
| 5 株未満 | 151 名 (0.82%) | 182 株 (0.00%) |
| 5 株以上 | 18,178 名 (99.18%) | 192,792,357 株 (100.00%) |

(5) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 62 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3.定款一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款一部変更の理由

- ① 現在および今後の事業展開をより明確に表すため、現行定款第 2 条 (目的) について、記載文言を追加するものであります。
- ② 平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 62 期定時株主総会にて、「2. 株式の併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数が株式併合の割合(5分の1)に応じて 5 億株から 1 億株になるとともに、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、現行定款第 8 条に定める単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。また当該変更は、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に生じることとする旨の附則を設けるものであります。
- ③ 取締役会が開催できない場合等の緊急時に備えて、会社法第 370 条に基づき、取締役全員の書面または電磁的記録による同意により、取締役会の決議を行うことを可能とするため、定款に第 25 条 (取締役会の書面決議) を新設するものであります。

(2) 変更の内容は下記のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 石油、ガス、石油化学、一般化学、電気、原子力、石炭、電力、鉄鋼、非鉄金属、造水、農業、食品、飼料、生化学、医薬品、医療、情報、通信、交通、運輸、流通、備蓄、資源開発、都市開発、地域開発、人工知能、工場自動化、公害防止、災害防止、環境保全等に関する次の事業</p> <p>① 設備、施設の総合的計画、設計、建設、運転、保守、管理およびそのコンサルティング</p> <p>② 機器、装置の設置および土木、建築、電気、計装、管等の工事の請負</p> <p>③ 機器、装置の製作、修理、調達、検査、輸送および販売</p> <p>④ 機器、装置、設備、施設に関連する研究、技術開発およびその受託</p> <p>⑤ 機器、装置、設備、施設のリースおよび割賦販売</p> <p>(新設)</p> <p><u>2.</u> 工業所有権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの取得、開発および販売</p> <p><u>3.</u> 情報の処理、提供および通信情報システムに関するサービス業</p> <p><u>4.</u> 不動産の売買、賃貸および管理</p> <p><u>5.</u> 旅行業、損害保険の代理業および労働者派遣事業</p> <p><u>6.</u> 前各号に付帯関連する事業</p> <p><u>7.</u> 前各号のほか必要な事業に対する投資</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p><u>2.</u> <u>石油、天然ガス等のエネルギー資源および鉱物資源等の探鉱、開発に関する鉱業権の取得ならびにそれらの資源の生産、製造、加工、売買および貸借</u></p> <p><u>3.～8.</u> (現行どおり)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5億株</u>とする。</p> | <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億株</u>とする。</p> |
| <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> | <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の書面決議) <u>第25条 当社は、会社法第370条に基づき、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> |
| <p>第<u>25</u>条から第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第<u>26</u>条から第<u>42</u>条 (条文繰り下げのみで、現行どおり)</p> <p>附則 <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力が発生するものとする。なお、本附則は平成29年10月1日をもって、これを削除する。</u></p> |

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年5月12日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成29年6月27日(予定) |
| (3) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| (4) 株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| (5) 発行可能株式数変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考) 株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では、5株を1株にすることを予定しております。

Q 2 単元株式数とは何ですか。

単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株にすることを予定しております。

Q 3 株式併合と単元株式数変更の目的は何ですか。

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を行うものです。

Q 4 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|--------|-------|--------|-------|------|
| | ご所有株式数 | 議決権個数 | ご所有株式数 | 議決権個数 | 端数株式 |
| 例① | 5,000株 | 5個 | 1,000株 | 10個 | なし |
| 例② | 1,100株 | 1個 | 220株 | 2個 | なし |
| 例③ | 1,003株 | 1個 | 200株 | 2個 | 0.6株 |
| 例④ | 500株 | なし | 100株 | 1個 | なし |
| 例⑤ | 147株 | なし | 29株 | なし | 0.4株 |
| 例⑥ | 4株 | なし | なし | なし | 0.8株 |

- ・ 例①、例④に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- ・ 例②、例⑤に発生する単元未満株式（例②は20株、例⑤は29株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用できます。
- ・ 例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は平成29年12月ごろにお送りすることを予定しております。
- ・ 効力発生前の所有株式数が5株未満（例⑥）の株主様は、株主併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。
 なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことは可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5 株式併合によって所有持株数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の5分の1となり、例えば1,000株お持ちの株主様の株数200株となりますが、1株あたりの純資産額は併合前の5倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の5倍となります。

Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減りませんか。

ご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましてはQ 4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度または買増し制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しております。

| | |
|----------------|---------------------------------|
| 平成29年6月27日（予定） | 定時株主総会開催日 |
| 平成29年9月26日（予定） | 現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日 |
| 平成29年9月27日（予定） | 変更後の単元株式数(100株)での売買開始日 |
| 平成29年10月1日（予定） | 単元株式数変更、株式併合および発行可能株式総数変更の効力発生日 |
| 平成29年12月上旬（予定） | 端数株式処分代金のお支払い |

Q 9 株主側で、何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

なお、上記Q 3およびQ 4に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となります。端数株式の取扱いはQ 4に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことは可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

| | |
|---------|-----------------------------|
| 株主名簿管理人 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 同連絡先 | 〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 |
| | 電話：0120-782-031(フリーダイヤル) |
| | 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝祭日を除く) |

以上